

安全保障上重要な土地取引の規制法案

【国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案〔新規立法〕】

<立法の背景・趣旨>

防衛施設周辺や国境離島の土地等が、外国人等その地域と関係のない者に売却されるなどし、我が国の安全保障を脅かしかねない事態が生じている。

→ 国家安全保障上重要な土地等の取引等について規制を設ける必要がある。

その取引等が国家安全保障上支障となるおそれがある重要な土地等について、その取引等に対し必要最小限の規制を行うことにより、我が国の平和・安全を確保することとする。

- ①防衛施設、原子力施設など国家安全保障上重要な施設の敷地及び周辺区域
 - ②国境離島の区域
- のうち、次のような区域を内閣総理大臣が指定

第一種重要国土区域

土地取引等※が国家安全保障上重大な支障となるおそれがある区域

※取引等…土地の売買等の権利移転や開発行為

規制(3年以下懲役・300万円以下罰金(法人は1億円以下))

- ・取引等の事前届出を義務付け
→問題がある場合、変更・中止勧告、変更・中止命令
- ・事前届出が困難な取引等(相続など)については事後報告を義務付け

買取り

取引等の変更・中止命令を受けた者から国に対し、土地等の買取りの申出があった場合、国による買取り

第二種重要国土区域

土地取引等が国家安全保障上支障となるおそれがあるため、取引等の状況を把握する必要がある区域

規制(6月以下懲役・100万円以下罰金)

取引等の事後報告を義務付け

収用・使用

- ・国家安全保障上特に重要であり、国が直接管理すべき場合は、収用・使用が可能
- ・収用・使用を認定した場合、収用・使用すべき土地等の所在等を告示・公告・縦覧

重要国土基礎調査

第一種・第二種重要国土区域内にある土地について、所有者、地番・地目、利用実態等に関する調査及び境界・地積の測量を実施

重要な水源を守るための規制等についての検討

政府は、施行後3年以内に、重要な水源を守るための土地の取引、利用等に関する規制等について検討・その結果に基づき必要な措置